

○内閣府令第六十号

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第四条第一項第二号、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第三項、第二十六条並びに第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象

規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(認定の請求)            第一条の四 「略」            2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければなら            ない。            「一七 略」            八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場            合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用し            ないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することと            なる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月            分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において            住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受            給資格者又はその配偶者の前年の所得（一月から五月までの月            分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所            得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号            。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算            した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができ            る市町村長の証明書並びに一般受給資格者の法第五条第一項に            規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者            （七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数            についての当該市町村長の証明書            「略」            九 一般受給資格者（支給要件児童のうち三歳に満たない児童            （法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をい            う。第三条第一項第一号において同じ。）がある一般受給資格            者に限る。）が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者を            いう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにするこ            とができる書類            「略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(認定の請求)            第一条の四 「同上」            2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければなら            ない。            「一七 同上」            八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場            合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当に            ついては、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村            の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年            の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々            年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭            和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条            及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ            。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第            五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同            一計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の            有無並びに数についての当該市町村長の証明書</p>

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければなら  
ない。

一 「略」

二 施設等受給資格者（施設入所等児童のうちに三歳に満たない  
施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満た  
ない施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ  
。）がある施設等受給資格者に限る。）が被用者であるときは  
、当該事実を明らかにすることができる書類

（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条 「略」

2 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係  
る前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる書類を添  
えなければならぬ。

3 「略」

4 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所  
等児童に係る前条第四項各号に掲げる書類を添えなければなら  
ぬ。

第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額  
の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号に  
よる届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲  
げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童が  
三歳以上小学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定  
する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。  
）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなると  
き。

「二〇四 略」

2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の  
改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号によ

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければなら  
ない。

一 「同上」

二 施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らか  
にすることができる書類

（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条 「同上」

2 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係  
る前条第二項第一号から第七号までに掲げる書類を添えなければ  
ならぬ。

3 「同上」

4 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所  
等児童に係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければなら  
ぬ。

第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額  
の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号に  
よる届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲  
げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童（  
法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう  
。）が三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する三歳以  
上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつた  
ことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

「二〇四 同上」

2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の  
改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号によ

る届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童が三歳以上の施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき

二 「略」

（現況の届出）

第四条 「略」

2 「略」

3 市町村長は、第一項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

4・5 「略」

（氏名変更等の届出）

第五条 一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十日以内、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一 氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき

二 支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるとき

三 配偶者の氏名に変更があつたとき

四 配偶者を有するに至つたとき又は配偶者を有しない者となるに至つたとき

2 市町村長は、前項各号の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

る届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。）が三歳以上の施設入所等児童（同号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき

二 「同上」

（現況の届出）

第四条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

3・4 「同上」

（氏名変更等の届出）

第五条 一般受給者は、氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき、又は支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

3|| 「略」

(住所変更等の届出)

第六条 「略」

2・3 略

4|| 一般受給者は、配偶者の住所に変更があつたときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

5|| 市町村長は、第二項又は第四項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

6|| 「略」

(被用者又は被用者等でない者の別の変更の届出)

第六条の二 一般受給者(公務員(法第十七条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。))でない者に限る。)は、被用者又は被用者等でない者(法第十八条第三項に規定する被用者等でない者をいう。)の別に変更があつたときは、速やかに、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

(住民基本台帳法による届出)

第八条 住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第六項(同項第二号に該当する場合に限る。)又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

(公務員に関する特例)

2|| 「同上」

(住所変更等の届出)

第六条 「同上」

2・3 同上

「項を加える。」

「項を加える。」

4|| 「同上」

「条を加える。」

(住民基本台帳法による届出)

第八条 住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第四項(同項第二号に該当する場合に限る。)又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

(公務員に関する特例)

第十二条 公務員についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

「略」	第一条の四 第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者 一般受給資格者の	「略」	公務員である一般受給資格者又はその配偶者 公務員である一般受給資格者の
第二項第一項 第三項第一項 第四項第一項 第五項第一項	「略」	「略」	「略」	「略」

第十二条 公務員（法第十七条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。）についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

「同上」	第一条の四 第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者	「加える。」	公務員である一般受給資格者
第二項第一項 第三項第一項 第四項第一項 第五項第一項	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

項 第六條第一 項、第二項 、第四項及 び第五項 第七條第一 項 第九條第一 項 第十條 第十一條 第五條第一 項 第一號	〔略〕	〔略〕
--	-----	-----

2  
〔略〕

(身分を示す証票)  
第十三条 法第二十七条第二項（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

(準用規定)  
第十五条 第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第五項まで、第六条の二、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第六條第一 項及び第二 項 第七條第一 項 第九條第一 項 第十條 第十一條 第五條第一 項	〔同上〕	〔同上〕
---	------	------

2  
〔同上〕

(身分を示す証票)  
第十三条 法第二十七条第二項（法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

(準用規定)  
第十五条 第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



第一條の四第一項及び第二項第一号	法第七條第一項	法附則第二條第四項において準用する法第七條第一項
第一條の四第二項第一号	〔略〕	〔略〕
第一條の四第二項第八号	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法附則第二條第一項に規定する扶養親族等並びに令第七條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族
第一條の四第二項第九号	法第五條第一項に規定する児童	法附則第二條第一項に規定する児童
第二條第一項	法第九條第一項	法附則第二條第四項において準用する法第九條第一項
第三條第一項	法第九條第三項	法附則第二條第四項において準用する法第九條第三項
〔項を削る。〕		
第五條第一項第一号	〔略〕	〔略〕
〔略〕		
第六條第一項	〔略〕	〔略〕
第六條の二第一項	法第十七條第一項に規定する公務員	法附則第二條第四項において準用する法第十七條第一項に規定する公務員
	法第十八條第三項に規定する被用者等で	法附則第二條第四項において準用する法第二十六

第一條の四第一項及び第二項第一号	法第七條第一項	法附則第二條第三項において準用する法第七條第一項
第一條の四第二項第一号	〔同上〕	〔同上〕
〔項を加える。〕		
第二條第一項	法第九條第一項	法附則第二條第三項において準用する法第九條第一項
第三條第一項	法第九條第三項	法附則第二條第三項において準用する法第九條第三項
第五條の見出し	氏名変更等	氏名変更
第五條第一項	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕		
第六條第一項	〔同上〕	〔同上〕
〔項を加える。〕		

第九條	法第十二條第一項	法附則第二條第四項において準用する法第十二條第一項	「略」	ない者	条第一項に規定する被用者等でない者
第十二條第一項の表の下欄	法第十七條第一項	法附則第二條第四項において準用する法第十七條第一項	「項を削る。」	ない者	条第一項に規定する被用者等でない者
	法第七條第一項	法附則第二條第四項において準用する法第七條第一項			
	法第二十條第一項	法附則第二條第四項において準用する法第二十條第一項			
「略」	第十二條の十及び第二十項	法第二十一條第一項及び第二項	法附則第二條第四項において準用する法第二十一條第一項及び第二十項		
「略」	第十二條の十第二項及び第三項	法第二十一條第二項	法附則第二條第四項において準用する法第二十一條第二項		
「略」	第十二條の十第四項	法第二十一條第二項	法附則第二條第四項において準用する法第二十一條第二項		
「略」	第十二條の十	法第二十二條第二項	法附則第二條第四項において準用する法第二十二條第二項		

第九條	法第十二條第一項	法附則第二條第三項において準用する法第十二條第一項	「同上」	ない者	条第一項に規定する被用者等でない者
第十二條第一項の表の下欄	法第十七條第一項	法附則第二條第三項において準用する法第十七條第一項	「同上」	ない者	条第一項に規定する被用者等でない者
	法第七條第一項	法附則第二條第三項において準用する法第七條第一項			
	法第二十條第一項	法附則第二條第三項において準用する法第二十條第一項			
「同上」	第十二條の十及び第二十項	法第二十一條第一項及び第二項	法附則第二條第三項において準用する法第二十一條第一項及び第二十項		
「同上」	第十二條の十第二項及び第三項	法第二十一條第二項	法附則第二條第三項において準用する法第二十一條第二項		
「同上」	第十二條の十第四項	法第二十一條第二項	法附則第二條第三項において準用する法第二十一條第二項		
「同上」	第十二條の十	法第二十二條第二項	法附則第二條第三項において準用する法第二十二條第二項		

備考 表中の「」の記載は注記である。

第十四条		条第二項
法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条	
法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項	

第十四条		条第二項
法第十七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項	
法第七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項	

様式第一号（裏面）を次のように改める。



様式第二号を次のように改める。



様式第三号（裏面）注意11中「、請求者の請求の日」を「、施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日」に改め、同様式注意12中「請求者」を「施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる請求者」に改める。

様式第四号を次のように改める。



様式第五号を次のように改める。



様式第六号を次のように改める。





様式第七号（裏面）注意9中「、受給者の請求の日」を「、施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる受給者に限り、請求の日」に改め、同様式注意10中「、受給者」を「、施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる受給者」に改める。

様式第八号を次のように改める。



## 附 則

### (施行期日)

1 この府令は、令和四年六月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第八号及び第十号並びに同条第四項の規定は、令和四年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

3 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。